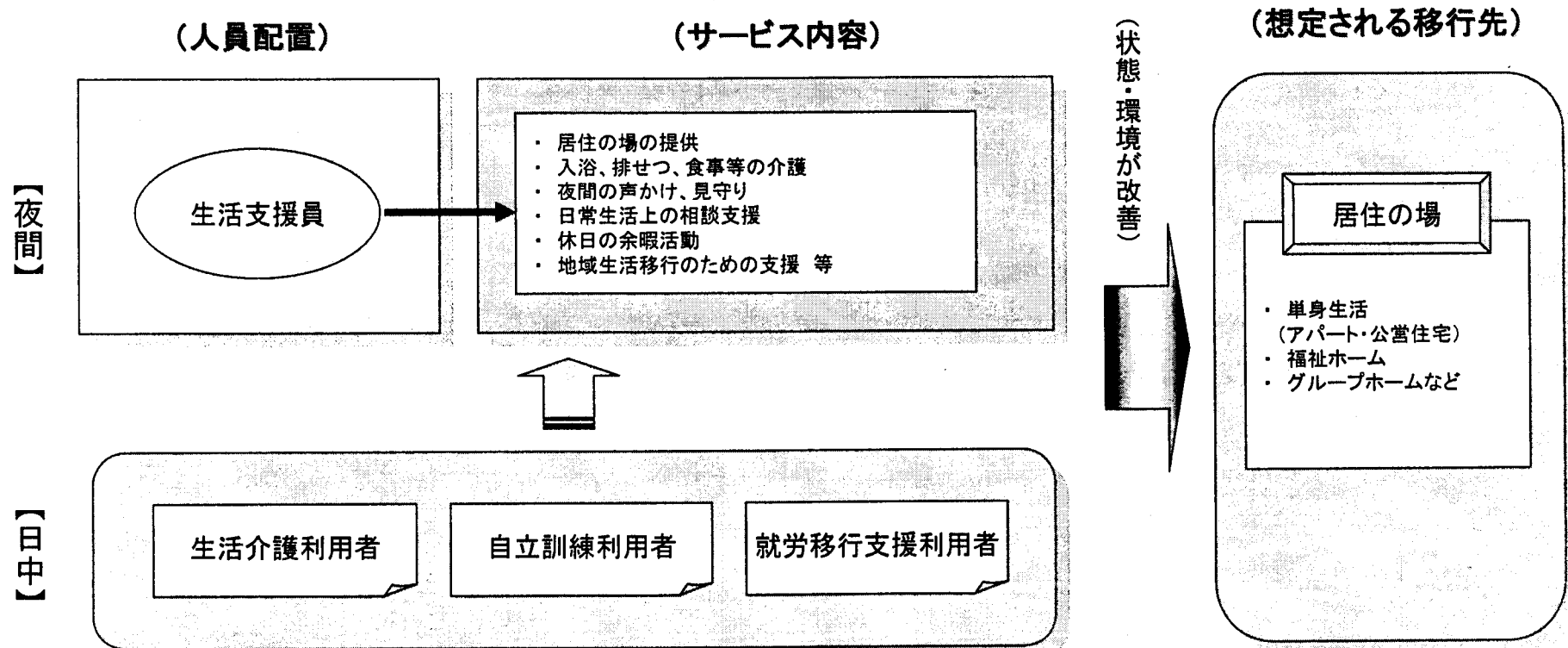


4. 居住系サービスのポイント

施設入所支援

○ 夜間において、介護が必要な者や、通所することが困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者に対し、居住の場を提供するとともに、安定した日常生活が営めるよう、支援を実施。



※1 生活介護利用者については、区分4以上(50歳以上の者にあつては、区分3以上)の者の利用が可能。

※2 自立訓練又は就労移行支援利用者については、地域の社会資源の状況により通所が困難であるなど、特に必要と認められる場合に限り、利用が可能(利用期間は、自立訓練又は就労移行支援の利用期間に限定)。

【ポイント】

1. 職員の配置

- 夜間の介護等に必要な職員については、生活介護と同様、利用者の平均的な障害程度及び重度の障害者の人数に応じ、配置。

2. 安定的な日常生活の確保

- 地域生活への移行を進める観点から、退所する利用者に対し、退所後の居住の場の確保、在宅サービスの利用調整等を行った場合に、報酬上評価。
- 適切な内容及び栄養量の食事が確保されるよう、管理栄養士等を配置し、適切な栄養管理を行った場合に、報酬上評価。
- 利用者の入院又は外泊期間については、利用者の日常生活の場を確保する観点から、一定期間居室が確保されるよう、報酬上評価。

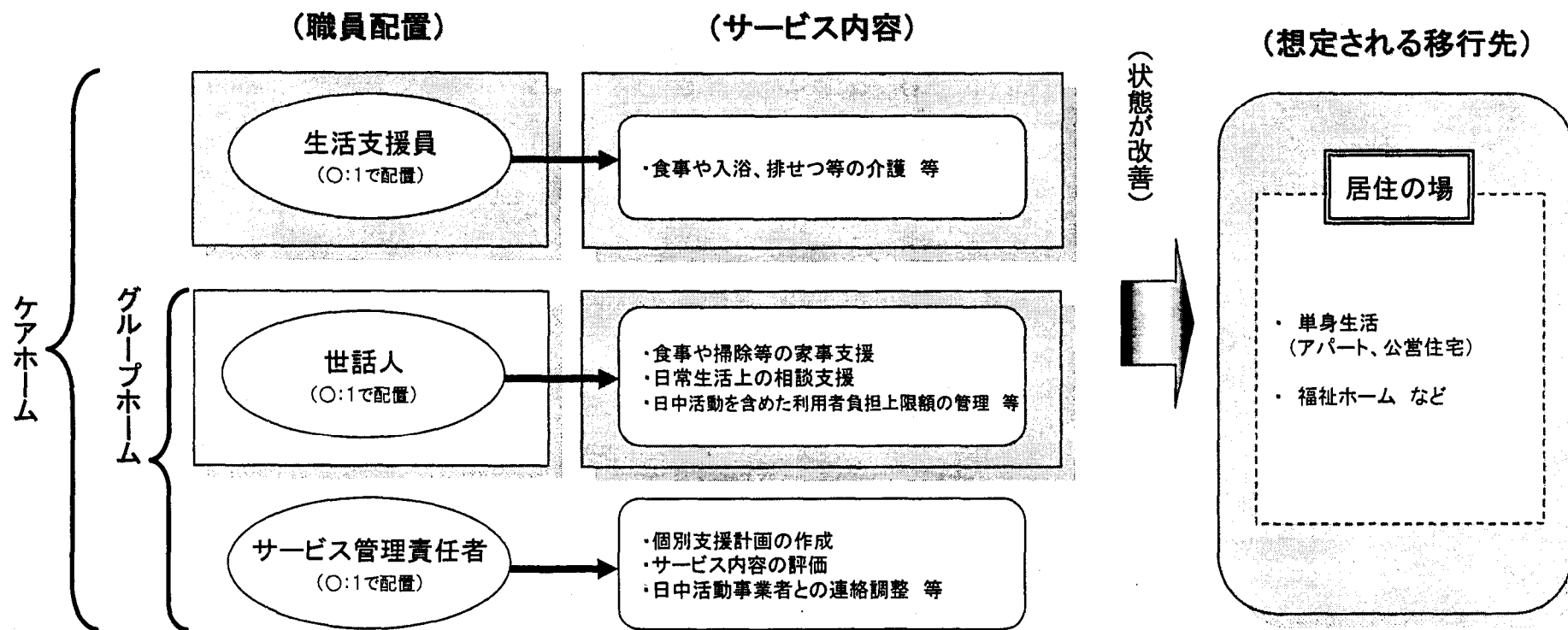
3. 著しく重度の障害者への支援

- 人工呼吸器を装着したALS患者、重症心身障害や強度行動障害といった、意思の疎通に困難が伴う著しく重度の障害者に対する適切な介護体制を確保するため、これらの者が利用者の一定割合を超える場合において、指定基準に加えて人員を配置したときは、報酬上評価。

共同生活援助・共同生活介護(グループホーム・ケアホーム)事業

○ 日中に就労又は就労継続支援等のサービスを利用している知的・精神障害者に対し、地域生活を営む住居において、日常生活上の相談、介護等の支援を実施。

【人員配置の構成】



※1 利用期間の制限はなし(利用者の意向や状態に応じ、単身生活等への移行を支援)。

※2 介護サービスについては、ケアホーム事業者の負担により、ホームヘルプ事業者への委託による提供が可能。

【ポイント】

1. 指定の単位

- 個々の住居ではなく、法人ごとに一定範囲の地域内で実施する事業全体に着目して事業者を指定し、人員配置基準を適用。

2. 介護等の支援を提供する支援体制

- サービス管理責任者のほか、利用者の総数及び障害程度区分に応じて世話人及び生活支援員を配置し、報酬上評価。その際、著しく重度の障害者に配慮。
- ケアホームにおける介護サービスについては、事業者の責任の下、外部事業者への委託が可能。また、重度の障害により日中活動を利用できない期間について、報酬上評価。
- 夜間の支援を行う義務を事業者に課した上、ケアホームにおいて、夜間、適切な勤務体制を確保した場合には、利用者の障害程度区分に応じ、報酬上評価。
- 小規模な事業所については、世話人や夜勤を確保できないケースがあることから、経過的な措置を実施。

3. 単身生活等への移行支援

- 単身生活等への移行を積極的に推進する事業者について、報酬上一定の評価。

4. 地域移行型ホーム

- 入所施設や病院の敷地内に設置する場合の取扱いについては、居住の場としての意義、地域生活への段階的移行の促進という観点に立って、「地域移行型ホーム」と位置付けた上、次の条件を満たす場合に限定して認める。
 - ① 利用期間を限定
 - ② 利用者の地域活動への参加を確保
 - ③ 居住の場として相応しい環境を確保
 - ④ 地域の居住サービス整備量が十分でない場合に限定

5. 定員規模

- 一住居当たりの定員について、下限を2人とする一方、上限を10人とする。
また、地域生活移行の受け皿として、居住サービスの量的整備を推進する観点から、既存社会資源を活用する場合には、20人(10人までを1つとする生活単位が2つまで)まで認める等の基準を設定。
なお、一住居の定員が8人以上となる場合は、効率的運営が可能となることを踏まえ、報酬を減算。

グループホームに関する課題と対応の方向

【課題】

1. サービスの質と責任関係が不明確

- 重度の判定基準が不明確
- 障害程度に応じた人員配置が義務付けられていない(世話人のみ)
- 外部からのホームヘルプ利用が認められている

2. 多数の長期間入所・入院者が存在

- グループホームと他サービスがばらばらに提供されている
- グループホームの整備量が不十分

3. 住居を単位とする小規模な事業運営

- 4人といった小規模単位でも運営できることを前提

【対応の方向】

- 障害程度区分により、ケアホーム対象者を明確化
- 障害程度区分に応じた人員配置を義務付け
 - * 著しく重度の障害者に配慮
 - * 夜間支援体制を評価
- ケアホーム事業者の責任による介護の提供
 - * 重度障害により日中活動を利用できない期間を評価

- 居住の場であるグループホーム、ケアホームと日中活動を組み合わせ、生活全体を支援
 - * サービス管理責任者の配置
- グループホーム、ケアホームの量的整備を推進
 - * 「地域移行型ホーム」の検討
- グループホームからの自立を視野に入れた支援
 - * 自立生活への移行支援を評価

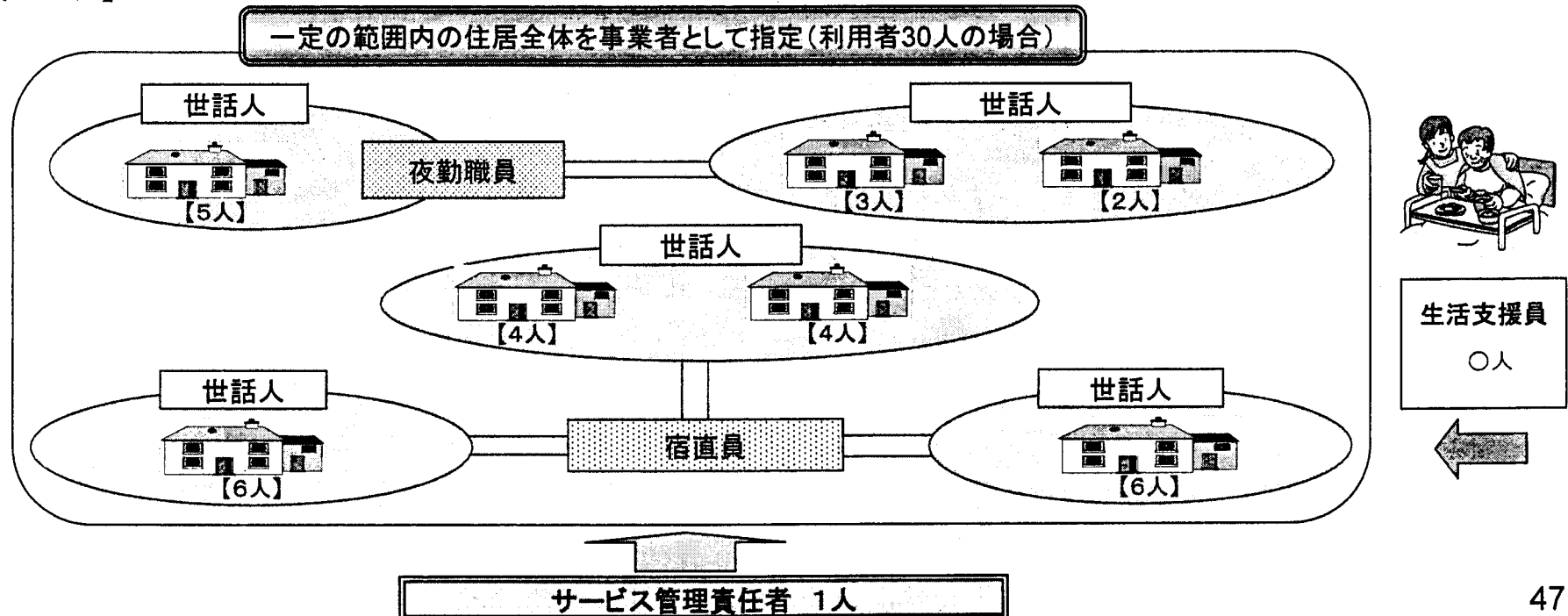
- 夜間等の支援体制を確保できる標準的な事業規模へ移行
 - * 小規模事業への経過措置
 - * 大規模住居の減算

グループホーム・ケアホームの事業運営

【ポイント】

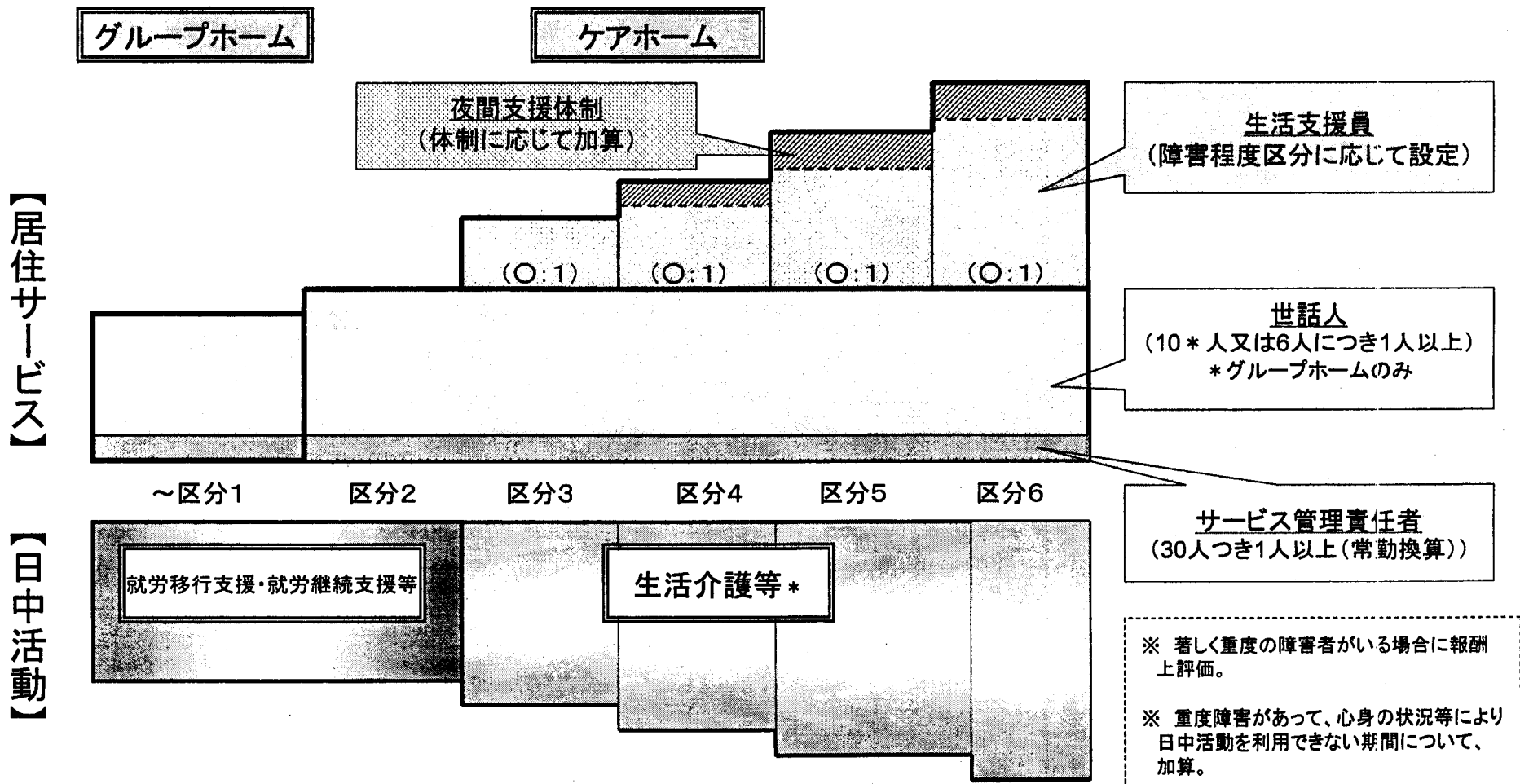
- ① 個々の住居ではなく、一定の範囲に所在する住居全体を事業者として指定。
- ② 世話人は、全体の利用者数に対し、配置。これまで、利用者数にかかわらず1人配置とされている仕組みを改め、10人又は6人につき1人以上の水準を確保。
- ③ サービス管理責任者は、全体の利用者数に対し、30人につき1人以上の水準で配置。
- ④ 生活支援員は、全体の利用者数に対し、利用者ごとの障害程度区分に応じて配置。
- ⑤ 夜間の適切な支援体制を確保(一定の条件に該当する場合には報酬上別に評価)。
- ⑥ 1住居の最低利用人員は2人以上。

【イメージ】



人員配置と評価の仕組み

- グループホーム、ケアホームは、日中活動と組み合わせて利用することが基本。
- 世話人は、事業者及び近接した住居の利用者総数に対して配置し、報酬上評価。
- 生活支援員は、個々の利用者の障害程度に応じて配置し、報酬上評価。
- 事業者に対し、夜間における緊急時等の対応を義務付け、さらに夜間支援体制に応じて報酬上評価。



* 生活介護は、利用者の平均障害程度、人員配置等に応じ、事業者ごとに単価決定。

小規模事業者に対する経過措置

- グループホーム、ケアホームについて、個々の住居ではなく、一定の範囲内に所在する住居を全体として捉え、標準的な事業規模(30人)への移行を進めることにより、必要な人員配置と安定的な運営の確保を図る。
- しかしながら、当面、標準規模に達せず小規模で運営せざるを得ない事業者については、利用者ごとの障害程度区分に応じて配置される生活支援員を除き、夜勤や世話人を確保できないケースがあり得る。
- このため、小規模な事業者でも最小限の夜勤と世話人を確保できるよう、経過的な加算を行う。

世話人 (グループホーム、ケアホーム)

- 利用者数に応じ、10人*又は6人につき1人以上を配置し、定額で評価する仕組み(*グループホームのみ)

↓
《経過措置》 利用者が少数の場合、世話人1人分を確保できるよう報酬上評価
* 3年間限定(段階的に縮小)

夜勤 (ケアホーム)

- 夜勤体制を確保する場合、利用者数に応じ、定額で評価する仕組み

↓
《経過措置》 利用者が少数の場合、夜勤1人分を確保できるよう報酬上評価
* 利用者の障害程度区分が一定以上の場合に限定
* 3年間限定(段階的に縮小)

注： 施行時に現に実施している事業者に限定。複数のグループホームを運営している場合、相互に独立して運営されていると認められるものでなければ、全体で事業規模を算定。

グループホーム、ケアホームのあり方について

－設置場所等に関連する検討－

検討の視点

- グループホーム、ケアホームの居住の場としての意義は何か。
→ 地域生活とは何か。

- 多数の長期間入所・入院者が存在する中、地域生活への移行をどのように具体的に進めていくか。

対応の方向

- 地域に住む人と自然に交わる
- 住居から離れた日中活動の場へ通う

- グループホーム、ケアホームの量的整備の推進
 - ・ 新規整備の他、入所施設等からの転換
 - ・ 地域住民の理解の深化
- 長期入所・入院からの段階的移行の推進

入所施設・病院の敷地内における地域移行型ホームの設置について(案)

考え方

入所・入院から地域生活への移行プロセスを支える「地域移行型ホーム」と位置付け、以下の条件を満たす場合に限定する。

- 利用者は、日中、外部の事業所等へ通う
- 経過的な利用とする
- 地域住民との交わりを確保する
- 居住の場としてふさわしい環境を確保する
- 地域のサービス整備量が十分でない場合に限る



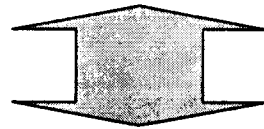
具体的基準

- 個々の利用者の利用期間を、原則2年間と設定。
 - 利用者の地域活動への参加を確保
 - * 外部の日中活動サービス等を組み合わせた個別支援計画を作成
 - * 運営に関し、地域の関係者等を含めた協議の場を設定
 - 入所施設・病院から一定の独立性を確保
 - * 共有部門(居間、便所、洗面設備等)を少人数ごとに配置し、入所施設・病院との共有はしない
 - 居住サービスが不足する地域に限定。既存の建物を活用する場合に限ることとし、併せて入所施設や病院の定員を減少。
 - * 都道府県知事が個別に認める
- ※ 利用者本人の理解と同意を前提

住居1か所当たりの利用者数について(案)

下限

- 2人以上から可能 * 世話人等による適切なサービス提供を前提



上限

【原則】

- 10人まで可能(10人までを1つの生活単位とする居住形態)
* 現行精神障害者グループホームは4人以上・上限なし

【既存資源を活用する場合】

- 20人まで可能
・より小規模な生活単位を確保するため、共有部門(居間、便所、洗面設備等)を少人数ごとに配置(10人までを1つとする生活単位が2つまで可能)
* 居室は原則個室。
- 居住サービスが不足する地域において、特に必要があるとして都道府県知事が個別に認める場合、30人まで可能(10人までを1つとする生活単位を3つまで可能)
* 入所施設の定員30人以上、福祉ホームの定員5人以上
* 現行通勤寮の定員20人以上

※ 多人数の運営により効率化が図られることから、住居1箇所当たりの利用者が8人以上の場合、報酬を減算。